

2025年10月1日

お客さま各位

株式会社トマト銀行

中途解約利率の一部変更に伴う預金規定の改定について

いつもトマト銀行をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

当社では、2025年11月4日より定期預金の中途解約時における適用利率について変更させていただくとともに、関係する預金規定を改定いたしますので、お知らせいたします。引き続きお客さまの様々なニーズに対応し、各種サービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 変更日

2025年11月4日（火）

2. 改定する規定

- ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）ほか各種定期預金規定

3. 改定内容例

- ・自由金利型定期預金（M型） ※単利、預入期間3年未満の場合

新	旧
・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日前日までの日を満期日とした場合 6か月未満・・・約定利率×5% 6か月以上1年未満・・・約定利率×50% 1年以上3年未満・・・約定利率×70%	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日前日までの日を満期日とした場合 6か月未満・・・<u>解約日における普通預金の利率</u> 6か月以上1年未満・・・約定利率×50% 1年以上3年未満・・・約定利率×70% <u>なお、この利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率を適用します。</u>

※各種規定の全文につきましては、変更日に当社ホームページへ掲載いたします。

4. その他

改定日以降に新規預入れ及び自動継続された定期預金より、新たな中途解約利率を適用させていただきます。（改定日以前に預入れされた定期預金については、改定日以前の中途解約利率を適用します。）

以上